

特定建設作業実施届出書 (作成方法と様式)

届 出 先

明石市 環境産業局 環境室 環境保全課

(〒674-0053 明石市大久保町松陰 1131

明石クリーンセンター管理棟 2 F)



●自動車でお越しの場合

<国道二号線から>

大久保東交差点北上1,200m、北高交差点北上1,000m、第2神明道路高架をくぐりすぐに左折600m、明石クリーンセンター看板右折600m

<大久保インターから>

インター出たすぐの信号左折、大久保団地西交差点左折600m、歩道橋手前交差点左折1,200m、突き当たり信号左折、第2神明道路高架をくぐりすぐに左折600m、明石クリーンセンター看板右折600m

※公共交通機関でお越しの方は、JR大久保駅からタクシーをご利用ください。

[問合せ先] 明石市 環境産業局 環境室 環境保全課

〒674-0053 明石市大久保町松陰 1131

明石クリーンセンター内

TEL: 078-918-5030 FAX: 078-918-5107

届出様式は、明石市のホームページ (<http://www.city.akashi.lg.jp>) からダウンロードできます。 2025.07.14

工事にあたっての注意事項

建設工事を行う場合は、次の事項を留意して工事を開始して下さい。

- ① 日曜日、その他の休日、夜間作業は作業基準に適合しません。
- ② 石綿の事前調査について
 - ・解体等工事の受注者は石綿使用の有無について事前に調査をし、発注者へ調査結果を書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所へ掲示することが義務付けられています。
 - ・石綿含有建材がない場合でも事前調査結果を掲示する必要があります

特 定 建 設 作 業 実 施 届 出 要 領

特定建設作業とは		著しい騒音または振動を発生する建設工事の作業で、騒音規制法、振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例に定められた作業のことです。 これらの作業は法や条例の規制対象であり、実施する場合は、事前に届出が必要です。（特定建設作業についての規制に関する基準の内容については、3、4 ページを参照）																									
届出が必要な作業		5 ページ「騒音に係る特定建設作業一覧表」を参照。 6 ページ「振動に係る特定建設作業一覧表」を参照。																									
届出が不要な場合		① 特定建設作業に該当する作業であっても、一つの建設工事を通して <u>1 日で終了する場合</u> 。 ② 県条例の特定建設作業に該当し、住宅その他居室から 500mを超えた場所で作業を実施する場合。（県条例かどうかは 5 ページを参照）																									
届 出 の 要 領	届出義務者	特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする <u>元請業者</u> です。 根拠：騒音規制法の施行について（通達：平成 5 年 7 月 26 日 環大特 80 号）																									
	いつまでに届出が必要か？	特定建設作業の <u>開始 8 日以上前</u> に届出して下さい。 (例) <table><tr><td>10 日</td><td>11 日</td><td>12 日</td><td>13 日</td><td>14 日</td><td>15 日</td><td>16 日</td><td>17 日</td><td>18 日</td></tr><tr><td>届出日</td><td colspan="7">← <u>なか 7 日を空ける</u> →</td><td>作 業 開始日</td></tr></table>								10 日	11 日	12 日	13 日	14 日	15 日	16 日	17 日	18 日	届出日	← <u>なか 7 日を空ける</u> →							作 業 開始日
	10 日	11 日	12 日	13 日	14 日	15 日	16 日	17 日	18 日																		
	届出日	← <u>なか 7 日を空ける</u> →							作 業 開始日																		
	特定建設作業の実施期間について	実際の特定建設作業が、届出をされた作業期間終了日を超えると考えられる場合は、速やかに、その旨の申し出を行ってください。																									
	様 式	特定建設作業実施届出書 ※ 本冊子の様式を複写して使用して下さい。																									
	必要部数	2 部（正本 1 部、写し 1 部） ※ 写しは提出日の受付印を押印し、控えとして返却します。																									
	届出書類	届出に必要な書類の一式は下記のとおりです。 ・騒音規制法、振動規制法関連 ① 特定建設作業実施届出書 ② 別紙 特定建設作業の種類、機械の名称及び作業工程表 ③ 特定建設作業場所の付近見取り図（周辺住宅等の状況がわかるもの）及び現場図面 ④ 資材、残土砂等の置場を使用する場合はその場所の地図																									
解体改修工事の場合	・大気汚染防止法関連 ① 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（P.10 記入例） ※解体工事等において石綿の有無にかかわらずこの掲示が必要 ② 「解体工事に係る事前調査説明書面」の写し ※石綿があった場合に提出願います ⇒「特定粉じん排出等作業実施届出書」「特定工作物解体等工事実施届出書」																										
届出が作業後でもよい場合	災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、特定建設作業の実施後、届出を行い得る状態になり次第すみやかに届出して下さい。																										

特定建設作業についての規制に関する基準

種類	規制基準	作業禁止時間		1日当たりの作業時間		作業期間	作業禁止日
		甲の区域	乙の区域	甲の区域	乙の区域		
騒音	85 デシベル	午後7時～ 翌日の午前7時	午後10時～ 翌日の午前6時	10時間を 超えない こと	14時間を 超えない こと	連続して 6日を超 えないこ と	日曜日 その他の 休日
振動	75 デシベル						
例外規定		①②③④ のいずれかに該当する場合		①② のいずれかに該当する場合		①②③④⑤ のいずれかに該当する場合	

特定建設作業に係る区域

甲 の 区 域	乙 の 区 域
1. 都市計画法による工業地域・工業専用地域以外の区域 2. 工業地域のうち、学校、保育所、病院、患者の入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80mの区域	都市計画法による工業地域・工業専用地域の区域で甲の区域を除く区域

騒音規制法

（改善勧告及び改善命令）

第十五条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

振動規制法

（改善勧告及び改善命令）

第十五条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

特定建設作業の規制に係る例外規定

（作業禁止時間、1日当たりの作業時間、作業可能期間、作業禁止日が適用除外となる場合）

①	災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合 （作業禁止時間、1日当たりの作業時間、作業可能期間、作業禁止日が適用除外）
②	人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合 （作業禁止時間、1日当たりの作業時間、作業可能期間、作業禁止日が適用除外）
③	鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合 （作業禁止時間、作業禁止日が適用除外）
④	道路法第三十四条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第三十五条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法第七十七条第三項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合 （作業禁止時間、作業禁止日が適用除外）
⑤	電気事業法施行規則(昭和四十年通商産業省令第五十一号)第一条第二項第一号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合 （作業禁止日が適用除外）

騒音に係る特定建設作業一覧表

特定建設作業の種類	騒 規 法	県 条 例	備 考
くい打機、くい抜機又はくい打 くい抜機を使用する作業	①		もんけん、圧入式くい打くい抜機を除く
くい打機をアースオーガーと 併用する作業		⑨	
びょう打機を使用する作業	②		インパクトレンチによる高張力ボルト締めを除く リベッティングハンマによるリベット打ちを対象(釘打ちは除く)
さく岩機を使用する作業	③		(例) 手持式ブレーカー、アイオン等による作業 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日 における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 5 0 m を超えない作業に限る
空気圧縮機を使用する作業	④		・電動機以外の原動機を用いるものであつて、その 定格出力が 1 5 k w 以上のものに限る ※ <u>ブレーカーの動力として使用する作業を除く</u>
コンクリートプラント又は アスファルトプラントを設けて 行う作業	⑤		・ コンクリートプラント：混練機の混練容量が 0. 4 5 m ³ 以上のものに限る ・ アスファルトプラント： 混練機の混練重量が 2 0 0 k g 以上のものに限る ・ モルタルを製造するためにコンクリートプラ ントを設けて行う作業を除く
バックホウを使用する作業	⑥		原動機の定格出力が 8 0 k w 以上のもの (環境大臣が指定する低騒音型のものを除く)
トラクターショベルを使用する 作業	⑦		原動機の定格出力が 7 0 k w 以上のもの (環境大臣が指定する低騒音型のものを除く)
ブルドーザーを使用する作業	⑧		原動機の定格出力が 4 0 k w 以上のもの (環境大臣が指定する低騒音型のものを除く)
掘削機を使用する作業		⑩	上記⑥、⑦、⑧に該当しないバックホウ、トラクタ ーショベル、ブルドーザー等の掘削機 (例) 低騒音型バックホウ、原動機の定格出力が 8 0 k w 未満のバックホウ等
コンクリート造、鉄骨造及び レンガ造の建物の解体作業又は 動力、火薬若しくは鉄球を使用 して行う破壊作業		⑪	(例) ニブラー、圧砕機等による作業

※ 騒規法：騒音規制法、県条例：環境の保全と創造に関する条例

※ 数字（①～⑪）は、提出書類の別紙「特定建設作業の種類、機械の名称及び作業工程表」
中の番号に該当します。

振動に係る特定建設作業一覧表

特定建設作業の種類	振 規 法	備 考
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	①	もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機及び圧入式くい打くい抜機を除く
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	②	
舗装版破碎機を使用する作業	③	ハンマー落下の衝撃力で舗装版を破壊する機械の作業 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業	④	（例）ショベルカーに取付けた大型ブレーカー（アイオン）による作業 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る

※ 振規法：振動規制法

※ 数字（①～④）は、提出書類の別紙「特定建設作業の種類、機械の名称及び作業工程表」中の番号に該当します。

石綿使用の有無の事前調査

大気汚染防止法により、解体等工事の受注者（元請業者）は石綿の使用の有無について事前に調査し、発注者へ調査結果を書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所に掲示することが義務付けられています。

石綿含有建材がない場合でも事前調査結果を掲示する必要があります。

また、当該事前調査については従前の石綿障害予防規則に基づく事前調査と兼ねて実施しても差し支えありません。

なお、調査の結果、次の作業に該当する場合は届出が必要です。

- 特定粉じん排出等作業実施届出
特定建築材料（レベル1.2）が使用されている建築物・工作物の解体・改修
- 特定工作物解体等工事实施届
石綿含有成型板・塗材等（レベル3）が使用され、かつ延床面積が80㎡を超える建築物の解体

記入例

特定建設作業実施届出書

〇〇年 〇月 〇日

明 石 市 長 様

届出者 住所（法人にあっては所在地）
（〒673-0099）

押 印
不 要

①個人の場合：本人の住所・氏名

②法人の場合：

原則として本店所在地・名称・

代表者氏名

ただし、本店が遠隔地に
ある場合、支店・営業所等の所在
地・名称・支店長等の氏名

明石市〇〇町〇〇丁目〇-〇〇

氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

〇〇建設株式会社 代表取締役 明石 太郎

担当者氏名 明石 次郎

電話番号 078-918-〇〇〇〇

特定建設作業を実施するので、

該当する番号に○印をつける

(1)騒音規制法第14条第1項（第2項）

(2)振動規制法第14条第1項（第2項）

(3)環境の保全と創造に関する条例第59条第1項（第2項）

の規定により次のとおり届け出ます。

アスベスト建材が使用されていない建築物でも、解体に係る延床面積が1,000平方メートル以上の場合は「特定工作物解体等工事実施届出書」の提出が必要です

建設工事の名称	明石市〇〇会館新築工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート造5階建	延べ床面積（解体工事の場合） 5,500 m ²		
特定建設作業の種類	別紙のとおり			
特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様	別紙のとおり			
特定建設作業の場所	明石市 〇〇町〇丁目〇-〇			
資材・残土砂等の置場の有無	有（場所：〇〇町〇丁目〇-〇） ・ 無			
特定建設作業の実施の期間	自 〇〇年7月1日 至 〇〇年9月5日			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始 自 9 時	作業終了 至 17 時	作業日 日曜・その他の の休日を除く	実労時間 7 時間
騒音等の防止の方法（該当する番号に○印をつける） 1. 防音塀 2. 防音シート 3. 防音パネル 4. 防音カバー 5. 低公害型工法 6. 低騒音型・低振動型建設機械 7. 動力源の適正配置 8. 作業日・作業時間帯の配慮 9. 適正な運転操作 10. その他（消音装置の取付け）				

該当する番号に○印をつける

国・県・市が発注者の場合、担当課を記入する

記入例

○発注者 (氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名)	明石市中崎 1 丁目 5-1 ○○○○課 明石市長 中崎 太郎 電話番号 ○○○-○○○○								
○届出者の現場責任者 (氏名及び連絡場所)	明石 三郎 電話番号 ○○○-○○○○								
○下請負人 (有・無) (当該下請負人の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては、その 代表者の氏名)	明石市○○町○○丁目○○-○ ○○土建株式会社 代表取締役 朝霧 太郎 電話番号 ○○○-○○○○								
○下請負人の現場責任者 (氏名及び連絡場所)	現場主任 朝霧 次郎 電話番号 ○○○-○○○○								
(備考) 下請負業者がある場合には記入 周辺住民等への説明について記入する <u>【周辺住民への説明】</u> <table border="1"> <tr> <td>実施月日</td> <td>□年 □月 □日</td> </tr> <tr> <td>対象地域</td> <td>○○自治会</td> </tr> <tr> <td>説明方法</td> <td>・チラシ配布 ・説明会 ・個別訪問 ・その他 ()</td> </tr> <tr> <td>説明内容 そ の 他</td> <td></td> </tr> </table>		実施月日	□年 □月 □日	対象地域	○○自治会	説明方法	・チラシ配布 ・説明会 ・個別訪問 ・その他 ()	説明内容 そ の 他	
実施月日	□年 □月 □日								
対象地域	○○自治会								
説明方法	・チラシ配布 ・説明会 ・個別訪問 ・その他 ()								
説明内容 そ の 他									

添付書類

- 1 特定建設作業の種類、機械の名称及び作業工程表
- 2 付近見取り図（周辺住宅等の状況がわかるもの。資材・土砂等置場を使用する場合は、その場所の付近見取り図も添付する。）
- 3 その他参考資料

別紙 特定建設作業の種類、機械の名称及び作業工程表

特定建設作業の種類			記入例		特定建設作業に使用 される機械の名称、 型式及び仕様		特 定 建 設 作 業 工 程 表																					
							7 月		8 月		9 月		月		月		月		月		月		月		月		月	
							10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
騒音に係る特定建設作業	騒音規制法	①くい打機、くい抜機を使用する作業 (もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機を除く)																										
		②びょう打機を使用する作業(リベットハンマによるリベット打ちを対象。インパクトレンチによる高張力ボルト締めを除く。)																										
		③さく岩機を使用する作業 (手持式ブレーカー、アイオン等)	・ハンドブレーカー〇-〇 ・アイオン〇〇-〇																									
		④空気圧縮機を使用する作業 ※ブレーカーの動力として使用する作業を除く																										
		⑤コンクリートプラント、アスファルトプラントを設けて行う作業																										
		⑥バックホウ(定格出力 80kw 以上)を使用する作業 ※80kw 未満、低騒音型は⑩に該当																										
		⑦トラクターショベル(定格出力 70kw 以上)を使用する作業 ※70kw 未満、低騒音型は⑩に該当																										
		⑧ブルドーザー(定格出力 40kw 以上)を使用する作業 ※40kw 未満、低騒音型は⑩に該当																										
	県条例	⑨くい打機をアースオーガーと併用する作業																										
		⑩掘削機を使用する作業 (⑥⑦⑧に該当しないバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー等の掘削機)	バックホウ 〇〇-〇〇																									
		⑪コンクリート造、鉄骨造、レンガ造の建物解体作業又は動力、鉄球を使用して行う破壊作業(ニブラ、圧砕機等)	ニブラ 〇〇-〇																									
振動に係る作業	振動規制法	①くい打機、くい抜機を使用する作業 (もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機及び圧入式くい打機、油圧式くい抜機を除く)																										
		②鋼球を使用して建築物、その他の工作物を破壊する作業																										
		③舗装版破砕機を使用する作業 (ハンマー落下の衝撃力で舗装版を破壊する機械の作業。)																										
		④ブレーカーを使用する作業 (ショベルカーに取付けた大型ブレーカー等。手持式を除く。)	アイオン〇〇-〇																									

石綿使用なし ※掲示サイズはA3(42.0cm×29.7cm)以上

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ(記入例)

事業場の名称:		
調査終了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)
看板表示日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
解体等工事期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇不動産(株) 代表取締役社長 〇〇 〇〇
調査方法の概要(調査箇所)		住所
調査方法 書面調査、現地調査、分析調査 ※建物の着工日で石綿含有なしと判断した場合は、書面調査のみとなる 調査箇所 建築物全体(1~3階)		兵庫県〇〇市
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		現場責任者氏名 〇〇〇〇
☒ この建物には石綿含有建材はありませんでした。(特定工事に該当しません)		連絡場所 TEL ××-××××-××××
1階 ビニル床タイル ③ 2階 天井吸音板 ③ 3階 スレートボード ⑤		調査を行った者(分析等の実施者)
※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合 建築物の着工日が2006年9月1日以降 ⑤		氏名又は名称及び住所
		・事前調査・試料採取を実施した者
		(資格名称) 〇〇〇〇〇
		(氏名) 〇〇 〇〇
		(登録番号) 〇〇〇〇〇
		(住所) 〇〇県〇〇市〇〇
		・分析を実施した者
		(所属等) 〇〇分析センター
		(氏名・登録番号) 〇〇 〇〇・〇〇〇〇〇
		(住所) 〇〇県〇〇市〇〇
		その他事項
		調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下に判断根拠を表す
		①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明
		⑤材料の製造年月日

次のページの様式をコピーして使用してください。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る 施設又は工作物の種類			延べ床面積（解体工事の場合）	
			㎡	
特定建設作業の種類	別紙のとおり			
特定建設作業に使用される 機械の名称、型式及び仕様	別紙のとおり			
特定建設作業の場所	明石市			
資材・残土砂等の置場の有無	有（場所： ）・無			
特定建設作業の実施の期間	自 至	年 年	月 月	日 日
特定建設作業の開始 及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実労時間
	自 時	至 時		時間
騒音等の防止の方法（該当する番号に○印をつける）				
1. 防音堀 2. 防音シート 3. 防音パネル 4. 防音カバー 5. 低公害型工法 6. 低騒音型・低振動型建設機械 7. 動力源の適正配置 8. 作業日・作業時間帯の配慮 9. 適正な運転操作 10. その他（ ）				

○発注者 (氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名)	電話番号 _____								
○届出者の現場責任者 (氏名及び連絡場所)	電話番号 _____								
○下請負人 (有・無) (当該下請負人の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては、その 代表者の氏名)	電話番号 _____								
○下請負人の現場責任者 (氏名及び連絡場所)	電話番号 _____								
(備考)									
【周辺住民への説明】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 10px; text-align: center;">実施月日</td> <td style="padding: 10px; text-align: center;"> 年 月 日 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px; text-align: center;">対象地域</td> <td style="padding: 10px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px; text-align: center;">説明方法</td> <td style="padding: 10px;"> ・チラシ配布 ・説明会 ・個別訪問 ・その他 () </td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px; text-align: center;">説明内容 そ の 他</td> <td style="padding: 10px;"></td> </tr> </table>		実施月日	年 月 日	対象地域		説明方法	・チラシ配布 ・説明会 ・個別訪問 ・その他 ()	説明内容 そ の 他	
実施月日	年 月 日								
対象地域									
説明方法	・チラシ配布 ・説明会 ・個別訪問 ・その他 ()								
説明内容 そ の 他									

別紙 特定建設作業の種類、機械の名称及び作業工程表

[illegible]

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

事業場の名称:				
調 査 終 了 年 月 日		年 月 日		元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)
看 板 表 示 日		年 月 日		氏名又は名称(法人にあつては代表者の氏名)
解体等工事期間	年 月 日 ~		年 月 日	
調査方法の概要(調査箇所)			住所	
			現 場 責 任 者 氏 名	
			連 絡 場 所 TEL	
			調査者(分析等実施者)	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)			氏名又は名称及び住所	
☒ この建物には石綿含有建材はありませんでした。(特定工事に該当しません)			・事前調査・試料採取を実施した者	
			(資格名称)	
			(氏名)	
			(登録番号)	
			(住所)	
			・分析を実施した者	
			(所属等)	
			(氏名・登録番号)	
			(住所)	
			その他事項	